

運輸部

自動車は、県民生活に十分定着した移動・輸送手段となっているなか、自動車の排気ガス、騒音等による環境の悪化は社会問題となっています。

また、①視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム貼付 ②誤認を招くクリアレンズ等不適切な灯火器の装着 ③タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し ④ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取り外し等、他人に迷惑をかけるとともに安全・安心を脅かしている不正改造車の排除が求められています。沖縄総合事務局運輸部では、これら迷惑車両を排除し、安全確保及び環境保全を図るため、本年度においても6月1日から30日までを強化月間と定め、ポスターの掲示、チラシの配布を行うとともに、警察、自動車検査独立

**不正改造車・迷惑黒煙に関する
情報提供をお待ちしております。**

不正改造車・迷惑黒煙110番

沖縄総合事務局運輸部車両安全課

TEL.866-1837

沖縄総合事務局陸運事務所整備部門

TEL.875-0300

行政法人及び自動車関係団体の協力を得ながら街頭検査を実施し、不正改造車・迷惑黒煙車両の排除運動を行う予定です。



Point

6月の1ヶ月間を強化月間と定め、自動車ユーザーへの啓発及び不正改造車・迷惑黒煙車両の排除運動を実施します。

「不正改造車の排除運動」 「ディーゼルクリーン・キャンペーン」の実施

